

## 11 第31条の9

第31条の9 第30条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

本条は、動植物油類についての適用除外規定である。法第10条の規制において、動植物油については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量の如何にかかわらず危険物から除外され、可燃性液体類とされている。したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない、1万リットル未満の動植物油類については、本来ならば指定数量未満の危険物として、第30条から第31条の7までの規定の適用があるはずであるが、本条では、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図るためにこれらの規定の適用除外を定めている。

なお、当該動植物油については、指定可燃物の規制に合わせて第33条に貯蔵及び取扱いの基準が定められている。